

問題 1. 技術の該非判定は、①外為令別表、②貨物等省令、③運用通達の用語の解釈を確認しながら行う必要がある。

問題 2. 本邦にある貿易会社 X は、オーストラリアにある防衛関連メーカー Y から輸出令別表第 1 の 16 の項に該当するニッケル合金 1 トンの注文を受けた。用途を確認したところ通常兵器であるマシンガンの製造に使うと連絡を受けた。この場合、貿易会社 X は輸出許可申請不要である。

問題 3. MTCR 関連の貨物と技術は、それぞれ輸出令別表第 1 の 4 の項と外為令別表の 4 の項で規制されている。

問題 4. 中華人民共和国と大韓民国は、すべての国際輸出管理レジームに参加している。

問題 5. 輸出令別表第 1 の 5 から 15 の項で規制されている貨物の英訳をする場合は、ワッセナー・アレンジメントのサイトが参考になる。

問題 6. 輸出令別表第 1 や貨物等省令で規定されている用語には、運用通達で、一般用語と異なった意味で定義されている場合があるので、該非判定では注意する必要がある。

問題 7. 運用通達によれば、輸出の時点とは、税関への輸出申告時をいう。

問題 8. 外為法第 1 条では、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持のため、「必要最小限の管理又は調整」を行うと規定されている。

問題 9. 外為令別表の 10 の項の中欄に掲げる技術とは、外為令別表の 10 の項に該当する技術という意味である。

問題 10. 輸出令第 5 条第 1 項により、税関は、経済産業大臣の指示に従い、外国や非居住者に技術を提供しようとする居住者が役務取引許可を受けていること、若しくは役務取引許可を受けることを要しないことを確認しなければならないと規定している。

- 問題 1 1. 本邦にある X 大学では、輸出令別表第 1 の 3 の 2 の項 (2) 2 に該当する発酵槽 (総価額 90 万円) を来月、アメリカにある Y 大学に輸出する予定である。当該発酵槽を基礎科学分野の研究活動に用いるのであれば、輸出許可は不要である。
- 問題 1 2. 役務通達では、「技術とは、(A) の設計、製造又は使用に必要な特定の情報をいう。」と規定されている。(A) には「貨物」が入る。
- 問題 1 3. 本邦にあるメーカー X の甲研究員は、たまたまニューヨークに出張中の乙部長に、毎週行っている業務報告 (外為令別表の 5 の項に該当する技術が含まれている。) を電子メールで送る場合、役務取引許可は不要である。なお、乙部長は、この業務報告を第三者に提供することはないものとする。
- 問題 1 4. 本邦にあるメーカー X は、自社のイントラネット (組織内におけるプライベートネットワークのこと) を来月から海外子会社に開放する予定である。イントラネット内には、自社で開発した外為令別表の 9 の項に該当する製造技術が多数存在しているが、イントラネット用のサーバー自体は、本邦内に設置されているので、メーカー X は、役務取引許可は不要である。
- 問題 1 5. 本邦にあるメーカー X は、日本で公開特許情報となった技術資料 (外為令別表の 7 の項該当技術) のみをインドネシアにあるメーカー Y に提供する予定である。この場合、メーカー X は、役務取引許可は不要である。
- 問題 1 6. 輸出令別表第 1 の 1 6 の項に該当する貨物は、輸出令別表第 1 の 1 から 1 5 の項に該当しない。
- 問題 1 7. リスト規制における規制対象地域は、輸出令別表第 3 の地域を除く全地域であるが、キャッチオール規制における規制対象地域は、全地域である。
- 問題 1 8. キャッチオール規制で、経済産業大臣からインフォームを受けた場合でも、相手先の用途が民生用途と連絡を受けている場合は、輸出許可申請は不要である。
- 問題 1 9. キャッチオール規制の客観要件は、輸出者が通常の商慣習の範囲内で入手した文書等や輸入者等から連絡を受けた情報で判断をすれば良い。

問題 20. 本邦にあるメーカー X が、輸出令別表第 1 の 16 の項に該当する炭素繊維を台湾のメーカー Y に輸出する際、用途は航続距離 300 キロメートル以上の無人航空機の製造に使用すると連絡を受けた。この場合、メーカー X は、大量破壊兵器キャッチオール規制に基づく輸出許可申請が必要である。

問題 21. 貨物の仲介貿易取引許可は、外為法第 25 条第 4 項で規定されている。

問題 22. 本邦にある貿易会社 X は、1 つの契約で輸出令別表第 1 の 7 の項 (1) に該当する集積回路 (総価額 3,000 万円) を台湾のスマートフォンメーカーに輸出することになった。製造の関係で、今後、1 月、3 月、5 月と 3 回に分けて輸出する予定であるが、この場合、貿易会社 X は、輸出許可を 1 度取得すればよい。

問題 23. 特別一般包括許可の対象地域は、輸出令別表第 3 の地域 (グループ A) に限定されている。

問題 24. 他社製品を輸出する際、該非判定の責任は一義的に輸出者にあるので、自社で確実な該非判定が行えなければ、メーカーの判定書を入手し、再度、輸出者自身がチェックすることが重要である。

問題 25. 本邦にある貿易会社 X は、欧米を中心に毎日輸出を行っているが、扱っている製品は、全て輸出令別表第 1 の 16 の項に該当する貨物なので、外為法第 55 条の 10 第 1 項の輸出等を「業として行う者」にはあたらない。

2021年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第55回)

(STC Associate)試験問題

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
遵守基準省令	輸出者等遵守基準を定める省令
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
少額特例	輸出貿易管理令第4条第1項第四号で規定されている特例
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
外為法等遵守事項	「輸出管理内部規程の届出等について」の(別紙1)に記載されている。
輸出令別表第3	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国
輸出令別表第3の2	アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン
輸出令別表第4	イラン、イラク、北朝鮮
リスト規制該当貨物(技術)	輸出令別表第1(外為令別表)の1から15までに該当する貨物(技術)をいう。
告示貨物	輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物